

事 務 連 絡

平成 25 年 8 月 30 日

関係団体事務局 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部精神・障害保健課

### 障害支援区分への見直し(案)に対する意見募集の結果について

平素より障害保健福祉行政にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

本年 7 月 1 日から、今後の検討における参考とするため、厚生労働省ホームページを通じて、「障害支援区分への見直し(案)」に対する意見を広く募集しましたが、その主な内容を別添のとおり取りまとめるとともに、厚生労働省ホームページに掲載しました。

厚生労働省では、現在、約 100 の市(区)町村にご協力いただき、見直し(案)に基づく審査判定等を試行的に行う「障害支援区分開発に係るモデル事業」を実施しており、モデル事業の結果や今回の意見等を踏まえ、見直し(案)の検証を行っていくこととしています。

貴団体におかれましては、意見募集について周知いただいた貴団体傘下の関係者等に対して改めて結果を周知いただく等、特段のご配慮をお願いします。

#### 【厚生労働省ホームページ掲載箇所】

案 件：障害支援区分への見直し(案)に対する意見募集の結果概要

掲載アドレス：<http://www.mhlw.go.jp/public/kekka/2013/p0830-01.html>

#### [本件連絡先]

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課障害程度区分係 増田、友永  
電話番号：03-5253-1111(内線 3026)

(別添)

## 障害支援区分への見直し（案）に対する意見募集の結果概要

平成 25 年 8 月 30 日

厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課

### 1. 意見募集期間

平成 25 年 7 月 1 日～平成 25 年 7 月 31 日

### 2. 募集方法

厚生労働省の「意見募集」ホームページにおいて公募

### 3. 意見の提出件数

245 件

### 4. 意見の主な内容

#### (1) 判定式（コンピュータ判定式）

- 知的障害者や精神障害者の特性に限らず、身体障害者や重複障害者等の特性にも留意しながら判定式を構築してほしい。
- 平成 21 年度～23 年度の約 14,000 件の認定データに基づき判定式（案）を構築したとあるが、約 14,000 件の認定データに多種多様な障害の特性等が適切に反映されているのか。
- 現在、利用している障害福祉サービスが継続できるよう、障害支援区分の認定に伴い、現在認定を受けている障害程度区分から下がることのないようにしてほしい。
- モデル事業の結果を踏まえ、明らかに適当ではない組み合わせについては、現行の障害程度区分と同様に警告コードを設けてもよいのではないかと。等

#### (2) 認定調査

##### ア. 認定調査項目

- 知的障害者や精神障害者の特性に限らず、身体障害者や重複障害者等の特性にも留意しながら認定調査項目を検討してほしい。
- 選択肢の「部分的な支援や介助が必要」と「全面的な支援や介助が必要」の判断基準をより明確にほしい。

- 家族や支援者の有無や状況など、障害者の置かれている環境に関する項目を認定調査項目に追加してほしい。
- 性的行動や触法行為を行う恐れのある障害者に対する支援の度合も審査判定に必要であり、認定調査項目に追加すべきではないか。
- 障害の特性は多種多様であるため、認定調査項目の統合や削除は行わずに、きめ細かい認定調査を実施すべきではないか。 等

#### イ. 認定調査の実施方法

- 認定調査員によって結果が変わらないよう、認定調査項目の新たな判断基準等を周知徹底し、認定調査員の質の向上（スキルアップ）を図るべき。
- 認定調査員が判断に迷った内容を審査会委員に対して適切に伝達するため、認定調査員に対し、判断に迷った原因などの特記事項への記載を徹底してほしい。 等

### (3) その他

#### ア. 市町村審査会

- 各地域の市町村審査会によって結果が変わらないよう、審査会委員に対して新たな審査判定の基準等を周知徹底し、審査会委員の質の向上（スキルアップ）を図るべき。 等

#### イ. 医師意見書

- 医師意見書の一部項目を一次判定で直接評価することについて、医師意見書を書く現場の医師に対して、周知徹底を図ってほしい。
- 専門外の医師が医師意見書を記載した場合など、一次判定で直接評価する麻痺や拘縮等の項目が「空欄（未記入）」のまま提出され、実際の身体状況が適切に評価されない可能性があるため、対策が必要ではないか。 等

#### ウ. その他

- 総合福祉部会の骨格提言において、区分は廃止すべきとの結論が出ており、この提言に沿った見直しを進めるべきである。
- 3障害（身体・知的・精神障害）共通の審査判定基準には限界があり、全ての障害者を網羅することは困難ではないか。 等